4　支出の内訳 政治活動費　6,900 機関紙誌の発行その他の事業費　6,900 宣伝事業費　6,900	［新設］
5　寄附の内訳 〔個人分〕 年間五万円以下のもの　6,900	［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象要旨の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

○総務省告示第二百四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部、石丸伸二後援会、青く健やかな明日をつくる会、奥下たけみつ後援会、片山さつき後援会、幸湖会、英仁会、ＮＨＫから国民を守る党（立花　孝志）、参政党から国民を守る党、政治結社新日本神風会大阪本部、全国産業資源循環連合会政治連盟、中小企業共済制度拡充協議会、日本保険薬局政治連盟及び日の丸世直し大日本誠心義塾三重総本部から訂正の報告があったので、令和七年総務省告示第三百八十八号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和六年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年六月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正前欄及び訂正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨（以下「対象要旨」という。）は、訂正前欄に掲げる対象要旨を訂正後欄に掲げる対象要旨として移動し、訂正後欄に掲げる対象要旨で訂正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

訂正後	訂正前
〔政党の支部〕 **自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部** ［略］ 1　収入総額　29,906,931 前年繰越額　969,981 ［略］ ［２～５　略］ 〔資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）〕 **石丸伸二後援会** ［略］ ［１～４　略］ 5　寄附の内訳 〔個人分〕 ［略］ 辻林　正雄　150,000　大阪市 ［略］ ［6　略］	〔政党の支部〕 **自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部** ［同左］ 1　収入総額　29,793,813 前年繰越額　856,863 ［同左］ ［２～５　同左］ 〔資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）〕 **石丸伸二後援会** ［同左］ ［１～４　同左］ 5　寄附の内訳 〔個人分〕 ［同左］ 辻林　正雄　150,000　不明 ［同左］ ［6　同左］